



発行 東京都

目次

30

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十二号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表政策企画局の部総務部の項中「管理課」を「管理課 渉外課」に改め、同部調整部の項を次のように改める。

政策調整部

政策調整課

報道課

第八条第一項の表総務局の部行政改革推進部の項中「監理団体指導課」を「グループ経営戦略課」に改め、同部情報通信企画部の項を削り、同表都市整備局の部総務部の項

「職員課 企画経理課」を「経理課 企画技術課」に改め、同部住宅政策推進部の項を削り、同部市街地整備部の項中「多摩ニュータウン事業室」を「多摩ニュータウン課」に改め、同部都営住宅経営部の項を削る。

第十一条第一項中「、都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室に室長を」を削る。

第十六条第一項中「第十一条第一項の室長及び」及び「（第十一条第一項の室を含む。以下同じ。）」を削る。

第十九条の表総務部の部総務課の項第十三号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部及び戦略政策情報推進本部」に改め、同部管理課の項の次に次のように加える。

渉外課
一 全国知事会、他県市、国等との連絡及び情報収集に関すること。
二 地方との連携推進に関すること。

第十九条の表調整部の部中「調整部」を「政策調整部」に改め、同部政策課の項中「政策課」を「政策調整課」に改め、同部渉外課の項を削り、同表外務部の部事業課の項第四号中「共同事業」を「多都市間の協力事業」に改める。

第二十条の表総務部の部法務課の項中「都市整備局都営住宅経営部」を「住宅政策本部都営住宅経営部」に改め、同表行政改革推進部の部監理団体指導課の項を次のように改める。

グループ経営戦略課
一 東京都政策連携団体の指導、監督等に係る総合的な調整に関すること。
第二十条の表情報通信企画部の項を削り、同表人事部の部制度企画課の項第六号中「再雇用制度及び」を削り、同表総合防災部の部防災計画課の項に次の一号を加える。

七 石油コンビナート等災害防止法の施行に関すること。

第二十条の表統計部の部社会統計課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同表人権部の部企画課の項中第五号を第六号と

し、第四号の次に次の一号を加える。

五 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の施行に関すること。

第二十一条の表主計部の部予算第一課の項第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部」に改め、「、収用委員会事務局」を削り、同部予算第三課の項第一号中「及び労働委員会事務局」を、「住宅政策本部、労働委員会事務局及び収用委員会事務局」に改める。

第二十二條の表総務部の部職員課の項第二号中「監理団体」を「政策連携団体」に改める。

第二十四條の表総務部の部総務課の項第一号を次のように改める。

一 局の組織及び定数に関すること。

第二十四條の表総務部の部総務課の項中第九号を第十三号とし、第八号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 住宅政策本部との連絡に関すること。

第二十四條の表総務部の部総務課の項中第七号を第十号とし、第二号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 局所属職員の人事及び給与に関すること。

三 局所属職員の福利厚生に関すること。

四 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関すること。

第二十四條の表総務部の部職員課の項を削り、同部企画経理課の項中「企画経理課」を「経理課」に改め、同項第五号から第七号までを削り、同部技術管理課の項中「技術管理課」を「企画技術課」に改め、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、同項第五号中「の縮減」を「管理」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第四号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。

二 局事務事業の進行管理に関すること。

三 局事務事業の行政評価に関すること。

第二十四條の表都市づくり政策部の部都市計画課の項に次の一号を加える。

十二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関すること(他の局、部及び課に属するものを除く)。

第二十四條の表住宅政策推進部の項を削り、同表市街地整備部の部多摩ニュータウン事業室の項中「多摩ニュータウン事業室」を「多摩ニュータウン課」に改め、同項第三号から第七号までの規定中「室」を「課」に改め、同項第八号中「における住宅団地」を削り、同表市街地建築部の部建築企画課の項第十四号中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同項に次の一号を加える。

二十四 社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金に関すること。

第二十四條の表市街地建築部の部建築指導課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同表都営住宅経営部の項を削る。

第二十五條の表地球環境エネルギー部の部次世代エネルギー推進課の項に次の一号を加える。

四 ゼロエミッションビークルの普及に係る企画、調査及び調整に関すること。

第二十五條の表資源循環推進部の部計画課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六條の表総務部の部企画政策課の項第五号中「監理団体」を「政策連携団体」に改め、同表指導監査部の部指導第三課の項第三号中「及び介護療養型医療施設」を「、介護療養型医療施設及び介護医療院」に改め、同項第五号中「及び指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設及び介護医療院」に改め、同表生活福祉部の部地域福祉課の項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 引きこもり等支援施策に関すること。

第二十六條の表高齢社会対策部の部計画課の項第二号中「高齢者保健福祉計画」の下に「(老人福祉計画及び介護保険事業支援計画)」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同部介護保険課の項第六号中「、指定居宅介護支援事業者」を削り、同部施設支援課の項第一号中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同表障害者施策推進部の部施設サービス支援課の項第一号中「障害時」を「障害児」に改

め、同表健康安全部の部健康安全課の項第四号中「クリーニング業従事者」を「クリーニング業務従事者」に改め、同部環境保健衛生課の項中第二十一号を第二十三号とし、第十号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 プール等取締条例の施行に關すること。

十一 胞衣及び産汚物取締条例の施行に關すること。

第二十七条の表商工部の部創業支援課の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 女性経営者の成長支援に關すること（他の局、部及び課に属するものを除く。）。

第二十七条の表農林水産部の部森林課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同表雇用就業部の部能力開発課の項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会に關すること。

第二十九条の表総務部の部総務課の項第十号中「監理団体」を「政策連携団体」に改める。

別表三 一の部(一)の項中「東京都青少年・治安対策本部」を「東京都民安全推進本部」に、「青少年の健全な育成、治安及び交通安全に係る総合的な施策の推進に關する事務」を「治安、交通安全及び若年支援に係る総合的な施策の推進に關する事務」に改め、同部に次のように加える。

(二) 東京都戦略政策情報推進本部 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京の成長に資する戦略的な事業の推進、情報通信施策の推進、市内ネットワーク、共通基盤システム等の保守・運用管理等に關する事務

別表三 四の部(三)の項を次のように改める。

(三) 東京都住宅政策本部 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都住宅基本条例、東京都営住宅条例等に基づく住宅及び住環境整備に係る総合的な施

東京都東部住宅建設事務所 千代田区外神田一丁目一番六号

東京都西部住宅建設事務所 立川市錦町三丁目十二番十一号

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

策の推進、都営住宅の設置及び管理等に關する事務

特別区（世田谷区、中野区、杉並区及び練馬区の区域を除く。）及び島しょの区域

世田谷区、中野区、杉並区及び練馬区並びに市町村（島しょの区域を除く。）の区域

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001